

雲南市がけ地近接等危険住宅移転事業 事業計画

令和6年4月

●目的

がけ地の崩壊、土石流、なだれ及び地すべりにより、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている危険住宅を安全な場所に移転させるために、移転に要する経費に対して、雲南市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

●対象となる危険住宅の戸数

対象区域：雲南市全域

対象住戸：3,685戸 全世帯数の27%

●移転の方法の概要

危険住宅に居住している移転希望者が移転地を選定し、居住地の移転を図る。その移転費用（土地購入・敷地造成・住宅建設・除却）に対して、補助金を交付する。

●移転計画・移転費用

計画期間を令和4年度～令和13年度の10年間とする。

		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	合計
計 画	移転戸数（戸）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
	移転費用（千円）	8,293	8,293	8,293	8,293	8,293	8,293	8,293	8,293	8,293	8,293	82,930
実 績	移転戸数（戸）	1	0									1
	移転費用（千円）	1,025	0									1,025

$$\text{移転費用} = \text{補助金【上限】} 8,293 \text{ (千円)} = \text{除却費} 975 \text{ (千円)} + \text{建設費} 4,650 \text{ (千円)} + \text{土地購入} 2,060 \text{ (千円)} + \text{造成費} 608 \text{ (千円)}$$

●跡地計画

- ・建築物を建てることはできない。
- ・危険住宅除却箇所へ標柱を建てる。

●移転の促進

- ・危険住宅居住者に対して必要な助言・指導をおこなう。
- ・当該移転事業を市広報やホームページで周知を図る。

※『危険住宅』とは、次の区域に存在する既存不適格住宅。①島根県建築基準法施行条例第2条で指定された災害危険区域、②島根県建築基準法施行条例第4条で建築を制限されている区域、③土砂災害特別警戒区域